

函館市農業委員候補者の選考の手續に 関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）および農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、函館市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の候補者の選考の手續に関し必要な事項を定める。

(欠格条項)

第2条 法第8条第4項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は農業委員になることができない。

- (1) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年函館市条例第15号。次号において「条例」という。）第2条第2号に掲げる暴力団員
- (2) 条例第6条に規定する暴力団員等および暴力団関係事業者と密接な関係を有する者
- (3) 他の法令等で農業委員との兼職が禁止されている職にある者
(農業委員の候補者の推薦の求めおよび農業委員の募集等)

第3条 市長は、農業委員を任命しようとするときは、法第9条第1項の規定に基づき、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（第6条第1項において「農業者等」という。）に対し農業委員の候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者の募集（以下「募集」という。）をしなければならない。

2 前項の農業委員の候補者の推薦の求めおよび募集は、市長が定めた日から当該市長が定めた日から起算して28日を経過する日までの間行う。

3 前条および前2項に規定するもののほか、農業委員の候補者の推薦の求めおよび募集をするために必要な情報は、インターネットおよび市が発行する広報紙の利用その他の適切な方法であらかじめ市民等に

周知しなければならない。

（推薦の求めおよび募集の期間の延長等）

第4条 市長は、前条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する期間の延長その他の必要な措置を講ずることができる。

- (1) 農業委員の候補者の推薦を受けた者（以下「被推薦者」という。）および募集に応募した者（以下「応募者」という。）の総数が農業委員の定数に満たないとき。
- (2) 被推薦者および応募者の法第8条第5項各号に掲げる者に該当する者の数が農業委員の定数の過半数に満たないとき。
- (3) 被推薦者および応募者に法第8条第6項に規定する者に該当する者が含まれていないとき。

（推薦申込書および応募申込書の提出）

第5条 農業委員の候補者を推薦し、または募集に応募しようとする者は、省令第5条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申込書に当該被推薦者または募集に応募する者の運転免許証その他の身分を証明する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 農業者その他の関係者が個人で農業委員の候補者を推薦するとき
函館市農業委員候補者推薦申込書（個人推薦用）（別記第1号様式）
- (2) 農業者が組織する団体その他の関係者が農業委員の候補者を推薦するとき
函館市農業委員候補者推薦申込書（団体推薦用）（別記第2号様式）
- (3) 募集に応募するとき
函館市農業委員応募申込書（別記第3号様式）

（被推薦者および応募者に関する情報の公表）

第6条 市長は、法第9条第2項の規定に基づき、第3条第2項に規定する市長が定めた日から当該市長が定めた日から起算して14日を経過する日までの間に農業委員の候補者を推薦した農業者等（次項およ

び第 8 条第 1 項において「推薦者」という。) および被推薦者ならびに応募者の省令第 6 条第 1 号に掲げる事項を公表しなければならない。

2 市長は、法第 9 条第 2 項の規定に基づき、農業委員の候補者の推薦の求めおよび募集を終了したときは、推薦者および被推薦者ならびに応募者の省令第 6 条第 2 号に掲げる事項を公表しなければならない。

3 市長は、前 2 項に規定する公表をインターネットの利用その他の適切な方法で遅滞なく行わなければならない。

(函館市農業委員候補者選考委員会への諮問)

第 7 条 市長は、省令第 5 条第 2 項の規定に基づき、農業委員の任命の過程の公正性および透明性を確保するため、農業委員の候補者の選考について函館市農業委員候補者選考委員会（次条において「選考委員会」という。）に諮問する。

(候補者の決定)

第 8 条 市長は、前条の選考委員会の答申を経て、農業委員の候補者を決定し、推薦者および当該被推薦者ならびに応募者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の農業委員の候補者に決定した者をインターネットの利用その他の適切な方法で速やかに公表しなければならない。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 2 日から施行する。